

# 青森県大気汚染緊急時対策実施要領

平成20年 5月 1日 制定  
平成21年 4月 9日 改正  
平成25年 5月14日 改正  
平成26年11月18日 改正

## (目的)

- 1 この要領は、青森県大気汚染緊急時対策要綱（以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

- 2 この実施要領で使用する用語は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び要綱で使用する用語の例による。

## (緊急時協定締結者)

- 3 要綱第7条第1号の緊急時協定締結者は、別記1に掲げる者とする。

## (分掌事務)

- 4 緊急時における関係機関の分掌事務は、別記2のとおりとする。

## (体制の確立等)

- 5 関係機関は、緊急時において、被害の防止のための措置、ばい煙の排出量の減少等のための措置等が迅速かつ適正に講じられるよう、あらかじめ次に掲げる事項を実施するものとする。
  - (1) 緊急時における体制を確立すること。
  - (2) 緊急時において被害の防止のために注意すべき事項について、一般に対し周知を図ること。

## (注意報等の発令・解除の手順)

- 6 注意報等の発令及び解除の手順は、別記3のとおりとする。

## (事務手続き)

- 7 要綱第6条、第7条、第8条及び第9条に定める注意報等の発令又は解除の通知等は、別記4に定める連絡系統によって行い、その事務手続きの様式は様式1によるものとする。

## (調査)

- 8 要綱第9条に定める被害の発生状況の調査は様式2によるものとする。

## 附則

この要領は、平成20年5月30日から施行する。

## 附則

この要領は、平成21年4月9日から施行する。

**附則**

この要領は、平成25年5月14日から施行する。

**附則**

この要領は、平成26年11月18日から施行する。

別記 1

緊急時協定締結者

緊急時協定締結者	所在地
東北電力(株)八戸火力発電所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原1-1
大平洋金属(株)八戸製造所	八戸市大字河原木字遠山新田5-2
三菱製紙(株)八戸工場	八戸市大字河原木字青森谷地
八戸セメント(株)	八戸市大字新井田字下鷹待場7-1
八戸製錬(株)八戸製錬所	八戸市大字河原木字浜名谷地76-1
(株)大平洋エネルギーセンター	八戸市大字河原木字北沼1-1

## 大気汚染緊急時における関係機関の分掌事務

関係機関名	主 な 事 務
環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染緊急時対策の総合調整に関すること</li> <li>2. 注意報等の発令・解除に関すること</li> <li>3. 注意報等の発令・解除に係る関係機関及び報道機関への通知に関すること</li> <li>4. 注意報等の発令・解除に係る県ホームページによる情報提供に関すること</li> <li>5. 青森地方気象台との情報交換に関すること</li> <li>6. 県公安委員会に対する措置の要請に関すること</li> <li>7. 健康被害のとりまとめに関すること</li> </ol>
地域県民局地域連携部 環境管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染防止法第23条第1項の規定に基づく周知及び協力の要請に関すること</li> <li>2. 大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づく緊急時の措置の命令に関すること</li> <li>3. 健康被害発生の把握及び報告に関すること</li> <li>4. テレメータシステムによる発生源常時監視に関すること (八戸環境管理事務所のみ)</li> </ol>
環境保健センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染物質濃度の常時監視に関すること</li> <li>2. 測定結果の解析に関すること</li> <li>3. 環境保全課及び環境管理事務所への高濃度情報等の提供に関すること</li> </ol>
教育庁教育政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育事務所、市町村教育委員会及び県立学校等への注意報等発令・解除の通知に関すること</li> <li>2. 児童・生徒等の健康被害発生の把握及び報告に関すること</li> </ol>
総務学事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私立学校への注意報等発令・解除の通知に関すること</li> <li>2. 児童・生徒等の健康被害発生の把握及び報告に関すること</li> </ol>
健康福祉政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康福祉部各課への注意報等発令・解除の通知に関すること</li> <li>2. 健康福祉部所管施設における健康被害発生の把握及び報告に関すること</li> <li>3. 県医師会及び郡・市医師会への注意報等発令・解除に関すること</li> <li>4. 保健所が行う保健対策の助言・指導に関すること</li> </ol>
地域県民局地域健康福祉部 保健総室（保健所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康被害発生の把握及び報告に関すること</li> <li>2. 健康被害が生じた場合の健康相談に関すること</li> </ol>
市町村環境保全担当課等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般住民への注意報等発令・解除の周知に関すること</li> <li>2. 市町村関係機関への注意報等発令・解除の通知に関すること</li> <li>3. 健康被害が生じた場合の県への通報及び県が行う調査への協力に関すること</li> </ol>
県民生活文化課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災消防課との連絡調整に関すること</li> </ol>
青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報の提供に関すること</li> </ol>
公安委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通の規制に関すること</li> </ol>

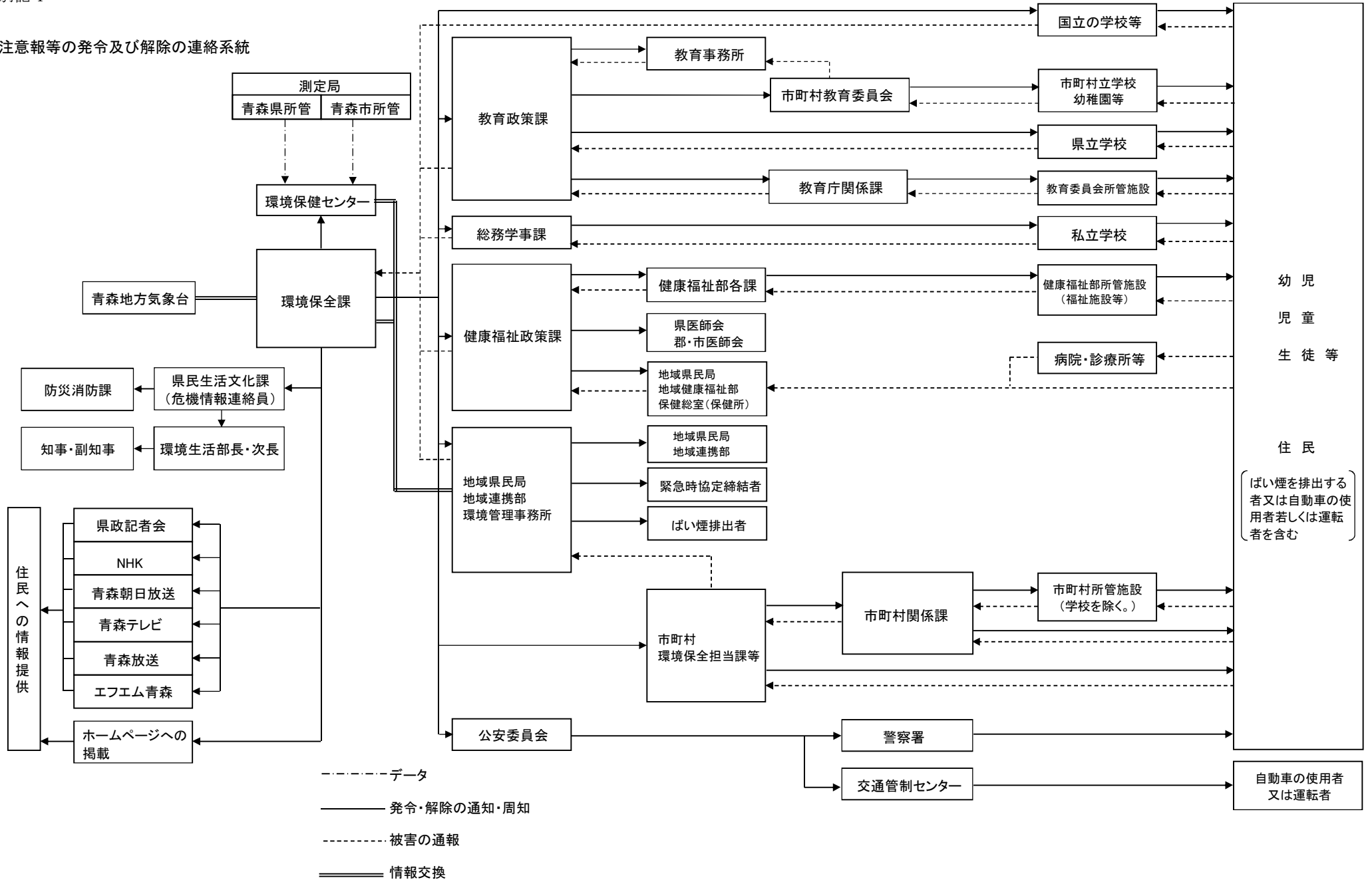
注意報等の発令及び解除の手順

	環境保健センター	環境保全課	環境管理事務所
通常	<p>常時監視</p>		<p>発生源常時監視※</p>
高濃度情報共有	<p>注意報等発令基準の濃度となることが予想される場合</p> <p>高濃度情報等提供</p> <p>注意報発令体制準備 監視体制の強化</p>	<p>高濃度情報等受付</p> <p>注意報等発令体制準備</p>	<p>高濃度情報等受付</p> <p>注意報等発令体制準備 測定局周辺の発生源等の確認 発生源常時監視※体制の強化 (必要に応じ緊急時協定締結者等に高濃度情報等を連絡)</p>
注意報等発令	<p>注意報等発令基準超過</p> <p>基準超過情報提供</p> <p>協議</p> <p>監視体制の強化</p> <p>注意報等発令受付</p> <p>緊急時体制</p>	<p>基準超過情報受付</p> <p>協議</p> <p>注意報等発令基準超過状態が継続すると認められる場合</p> <p>注意報等発令</p> <p>緊急時体制</p> <p>庁内関係機関及び報道機関等への連絡、緊急時の措置の要請</p>	<p>基準超過情報受付</p> <p>協議</p> <p>発生源常時監視※体制の強化</p> <p>注意報等発令受付</p> <p>緊急時体制</p> <p>一般への周知、協力の要請、緊急時の措置の命令</p>
注意報等解除	<p>注意報等発令基準未滿に低下</p> <p>濃度低下情報提供</p> <p>協議</p> <p>注意報等解除連絡受付</p> <p>緊急時体制解除</p>	<p>濃度低下情報受付</p> <p>協議</p> <p>注意報等発令基準に該当するおそれがなくなったと認められる場合</p> <p>注意報等解除</p> <p>緊急時体制解除</p> <p>庁内関係機関及び報道機関等への連絡、緊急時の措置の要請の解除</p>	<p>濃度低下情報受付</p> <p>協議</p> <p>注意報等解除連絡受付</p> <p>緊急時体制解除</p> <p>一般への周知、協力の要請の解除、緊急時の措置の命令の解除</p>

※「発生源常時監視」は八戸環境管理事務所がテレメータシステムにより行う。

別記 4

注意報等の発令及び解除の連絡系統



様式 1

1 注意報・警報発令

関係機関各位

青森県 { 硫黄酸化物  
浮遊粒子状物質  
一酸化炭素  
二酸化窒素  
オキシダント } { 注意報  
警報 } 発令

平成 年 月 日

〇〇時〇〇分、□□□□□ { 注意報  
警報 } を発令しました。

【発令の状況】

発令区域	〇〇(市・町・村)
測定値	□□□□□〇〇 p p m (注意報・警報発令基準 〇〇 p p m)
測定局名	〇〇測定局 (〇〇市・町・村)

※ (オキシダント注意報・警報の場合のみ)

オキシダント注意報・警報の発令区域以外においても、オキシダント濃度が高くなることが想定されることから、注意をお願いします。

【発令時の留意点】

1 一般

- (1) 目がチカチカしたり、喉が痛くなったら、直ちに洗眼・うがいをしてください。
- (2) 発令地域の一般の方は、なるべく窓を閉め、屋外に出ないでください。
- (3) 学校、幼稚園、保育所等においては、なるべく屋外の運動を控えてください。
- (4) 自動車の方は、不要不急の運転はしないよう自粛してください。
- (5) 屋外での物の焼却は自粛してください。
- (6) 被害を受けた方は、医師の診察を受けてください。また、最寄りの保健所、市町村役場等に連絡してください。

2 事業者等※

- (1) ばい煙を排出する事業者は、燃料使用量の削減等大気汚染物質の排出量の低減について協力してください。
- (2) 自動車の使用者等は、発令地域を走行しないよう協力してください。

担当 青森県環境生活部環境保全課  
電話：017-734-9242

注) □□□□□は、発令対象となる大気汚染物質名を記載する。

※事業者等に対する留意点は、当該大気汚染がばい煙に起因すると認められる場合は2 (1) を、自動車排ガスに起因すると認められる場合は2 (2) を適用する。

## 2 緊急時協定締結者に対する協力依頼

緊急時協定締結者各位

青森県 { 硫黄酸化物  
二酸化窒素  
オキシダント } 注意報 発令

平成 年 月 日

〇〇時〇〇分、□□□□□ 注意報を発令しました。

### 【発令の状況】

発令区域	八戸市
測定値	□□□□□〇〇 p p m (注意報発令基準 〇〇 p p m)
測定局名	〇〇測定局 (八戸市)

よって、「青森県八戸地区大気汚染緊急時の措置に関する協定書」第2条第1項に基づき、(硫黄酸化物の排出量・燃料の使用量)を通常(排出量・使用量)の〇〇パーセント程度削減してください。

担	三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所
当	電話：0178-27-5111 (代)



### 3 緊急時協定締結者及びばい煙排出者に対する削減命令

#### (1) 硫黄酸化物

達第	号	(記載例)
		(住所) (氏名・名称)
		〇〇(市)の硫黄酸化物濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づき、硫黄酸化物警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおりばい煙発生施設から排出するばい煙量の削減を命ずる。
		平成〇年〇月〇日
		〇〇地域県民局長 〇〇〇〇
1	ばい煙発生施設の所在地	
2	ばい煙発生施設の名称	
3	硫黄酸化物の排出量の削減	(許容排出量の80パーセント程度以上削減)
4	硫黄酸化物の排出量を削減する期間	
	教 示	
		この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。
		処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者になる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

※命令する措置の内容は、大気汚染の程度等状況により判断するものとする。

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化窒素及びオキシダント

(記載例)

達第 号

(住所)

(氏名・名称)

〇〇(市)の□□□□濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づき、□□□□警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおりばい煙発生施設の(燃料の使用量の削減)を命ずる。

平成〇年〇月〇日

〇〇地域県民局長 〇〇〇〇

- 1 ばい煙発生施設の所在地
- 2 ばい煙発生施設の名称
- 3 (燃料の使用量の削減 通常の使用量の〇〇パーセント程度以上削減)
- 4 (燃料の使用量を削減する) 期間

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者になる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

※命令する措置の内容は、大気汚染の程度等状況により判断するものとする。

4 自動車の規制についての公安委員会への要請

青 環 保 第 号  
平 成 年 月 日

青森県公安委員会 殿

青森県知事 ○○○○

自動車の運行規制について（要請）

○○(市)に○○月○○日○○時○○分、□□□□□警報を発令したので、大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、道路交通法第110条の2の規定による交通の規制を要請します。

記

- 1 発令区域及び周辺の汚染の状態
- 2 自動車排ガスに起因していると認める理由
- 3 汚染の状態が継続すると認める理由

担 当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242
--------	----------------------------------

5 注意報等解除

青森県 { 硫黄酸化物  
浮遊粒子状物質  
一酸化炭素  
二酸化窒素  
オキシダント } { 注意報  
警 報 } 解除

平成 年 月 日

さきに○○(市・町・村)に発令されておりました □□□□□ { 注意報  
警 報 } は、  
大気の汚染状況が回復しましたので、○○時○○分解除しました。  
ご協力ありがとうございました。

担 当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242
--------	----------------------------------

### 大気汚染による被害発生状況調査票

**1 通報受理者**

受理機関		受理者名	
受理日時	平成 年 月 日 時 分	受理方法	電話・来所・( )

**2 通報者・被害者**

通報者	氏名(名称)			
	住所(所在地)			
被害者	被害者数	名		
	氏名、年齢、性別	( ) 才) 男・女		
	住所、連絡先	(TEL )		

**3 被害発生状況・措置**

1	発生日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分			
2	発生場所				
3	症状を感じた時の状況	屋内(窓開・窓閉)			
		屋外(運動中・作業中・歩行中・その他( ))			
4	主要症状 ( 名中 被害者 名 )	症 状	男	女	計
		①目がチカチカする・痛い	名	名	名
		②涙が出る	名	名	名
		③咳が出る	名	名	名
		④のどが痛い	名	名	名
		⑤息苦しい	名	名	名
		⑥吐き気がする	名	名	名
		⑦頭痛	名	名	名
		⑧めまい	名	名	名
		⑨手足のしびれ	名	名	名
		⑩その他の症状( )	名	名	名
5	処 置	①洗眼	名	④医師の手当て	名
		②うがい	名	⑤入院	名
		③休息・安静	名	⑥その他( )	名
	医療機関名				

**4 その他の情報**

○当日の気象状況	天候(晴れ・曇り・雨・ ) 風(強・弱・やや有り・無風・ ) もや(有り・無し) 臭い(刺激臭・ 臭・なし)
○植物の被害	無し・有り(種類、状況 )・不明
○その他	